

災害の備え

もしもの災害に備えて  
日ごろから水のくみ置きを

災害などで断水となった場合、上水道課では速やかに応急給水・復旧作業に取り組みますが、復旧するには時間が掛かります。地震などの災害はもちろんですが、落雷などによって停電した場合にも急に水道が使えなくなることもあります。予期せぬ事態に備え、各家庭では普段から飲料水や生活用水を確保しておくようお願いいたします。

飲料水の確保

▽人が1日に必要とする飲料水の量は、成人で2リットルから3リットルです。  
1人1日3リットルをくみ置きを目安にしてください。

《くみ置きの留意事項》

▽清潔でふたのできる容器（ポリタンク、ペットボトル、水筒など）に、できるだけ空気に触れないよう、口元までいっばいに入れてください。  
▽くみ置きした水を飲む時は、雑菌が入らないよう、直接口を付

けずに、コップなどに注いでから飲んでください。  
▽浄水器には塩素まで除去してしまふものがあります。保存する場合には、蛇口から直接注ぐようにしてください。

▽保存前に沸かすと水道水中の塩素が減つてしまうため、水のまま保存してください。また直射日光を避けて涼しい場所に保管した場合で3日程度、冷蔵庫に保管した場合で10日程度、消毒用の塩素の効果は持続します。日付をメモしておくとう便利です。

生活用水の確保

▽トイレで流すための水として、飲料水とは別にペットボトルやポリタンクなどに生活用水を溜めておきましょう。お風呂は栓を抜かず、浴槽内に残り湯を溜めておくようにすると、もしもの断水の時に役立ちます。

☎ 上水道課  
(TEL 72・3111 (代) FAX 72・8340)

介護

2012信州ねりんピック  
出展作品の募集

高年齢者が、創作活動を通じて生きがいや健康づくりを行い、明るく活力ある長寿社会の実現を目指して開催される「信州ねりんピック」高年齢者作品展の出展作品を募集します。

●出品者資格 県内在住の60歳以上（昭和28年4月1日以前に生まれた人）

●募集部門 日本画、洋画、彫刻、手工芸、書、写真の6部門

●申し込み 8月10日（金）までに穂高健康支援センター内高年齢者介護課窓口へ備え付けの作品展出品票（所定用紙）に必要事項を記入し、お申し込みください。

※出品規格などの詳細については、募集案内をお取り寄せください。

●作品搬入 8月30日（木）までに穂高健康支援センター内高年齢者介護課まで作品を梱包の上、持参してください。

介護保険負担限度額認定の  
更新手続きはお済みですか

介護保険負担限度額認定とは、介護保険施設（介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・地域密着型介護老人福祉施設）に入所したり、短期入所サービスを利用したりした際の食費、居住費の軽減制度です。現在、この制度の認定を受けている人がお持ちの認定証の有効期限は6月30日までで、更新には申請が必要です。6月上旬に、現在認定を受けていて7月以降も該当と思われる人に更新案内をお送りしました。更新希望でまだ申請されていない場合はお急ぎください。なお、期限後の申請は7月1日からの適用とならず、申請月の1日からの適用となりますのでご注意ください。

更新期限

7月31日（火）まで

暮らしの安心  
緊急通報サービス

ひとり暮らしの高齢者などに緊急連絡体制を確保し、家庭で安心して暮らせるよう緊急通報機器

講演

市男女共同参画フォーラム

市では、「固定観念からぬけて『見方を変えれば私が変わる』」をテーマに市男女共同参画フォーラムを開催します。誰もがお互いの人権を尊重し、認め合いながら責任を分かち合い、男女が対等な立場で参画の機会が確保されることを目指します。

●対象者 市内に住所があり、自宅で暮らすその世帯全員が次の①～④のいずれかに該当し、緊急時の連絡体制を持たない世帯。  
①65歳以上の人  
②身体障害者手帳1級または2級をお持ちの人  
③療育手帳をお持ちの人  
④精神保健福祉手帳をお持ちの人の設置費用）

松山博さん 関東管区行政  
評価局長表彰受賞

長年にわたり行政相談委員として市民の行政に対する要望等への解決に尽力されたとして、このほど平成24年度の関東管区行政評価局長表彰状を受賞されました。松山さんは平成19年から行政相談委員として活躍されています。

障害者の雇用に係る応援減税

県では、障害者の就業促進を図るため、身体障害者等の皆さんを雇用する事業者について、一定の要件のもと法人・個人の事業税を軽減します。これは法人・個人の事業税の税額について、最大10万円を限度として2分の1に減税する制度ですので、該当する事業者はご活用ください。

☎ 松本地方事務所税務課 (TEL 40・1908) または県庁税務課 (TEL 026・235・7048) ☎ 穂商工労政課商業労政係 (TEL 82・3131 (代) FAX 82・6622)

水難事故を未然に防ぐために

毎年、6月から8月は、海や川へ出掛ける人も多いことから水難事故が多く発生します。次のポイントに注意し、水難事故を未然に防ぎましょう。  
▷天候の変化に注意する。▷自身の体調に気を配る。  
▷立ち入り禁止区域、遊泳禁止区域に立ち入らない。  
▷単独行動を控える。▷子供からは目を離さない。

☎ 豊科消防署 (TEL 72・3145) 穂高消防署 (TEL 82・3262) 梓川消防署 (TEL 78・2090) 明科消防署 (TEL 62・2992) ☎ 危機管理室消防防災担当 (TEL 72・6769 FAX 72・6739)

5月分の空間放射線量

いずれの地点においても健康に影響のない値でした。詳しくは市ホームページをご覧ください。

☎ 生活環境課環境保全係 (TEL 82・3131 (代) FAX 82・6622)

測定地点	(マイクロシーベルト/時間)				
	5/1(火)	5/8(火)	5/15(火)	5/22(火)	5/29(火)
本庁舎	0.10	0.09	0.09	0.10	0.10
豊科庁舎	0.10	0.09	0.10	0.10	0.09
穂高庁舎	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09
三郷庁舎	0.09	0.09	0.11	0.09	0.10
堀金庁舎	0.09	0.09	0.10	0.09	0.09
明科庁舎	0.08	0.08	0.09	0.08	0.08
穂高健康支援センター	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10

暴走を、しない、させない、見に行かない

5月～6月の2カ月間は暴走族追放強化期間です。暴走族根絶に向け、安全で快適な地域の環境を確保するため、この時期に活発化する暴走行為や暴走族への加入を防止し、離脱を支援するため、家庭・学校・職場・地域・関係機関・団体等で、暴走族追放運動を展開しています。皆さんのご協力をお願いします。

☎ 長野県暴走族追放県民会議(県企画部生活文化課内) TEL 026・235・7174 (直通) または ☎ 生活環境課交通防犯係 (TEL 82・3131 (代) FAX 82・6622)

測定結果